

株式取扱規則

第一章 総則

(目的)

- 第1条** 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款第12条の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第2条** 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(請求または届出)

- 第3条** この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機関を経由して行なわれる場合ならびに第24条第1項に定める場合は、この限りではない。
- 2 前項の請求または届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機関、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第二章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿の記載または記録)

- 第4条** 当会社は、機関より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
- 2 当会社は、株主名簿に記載または記載された記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第 5 条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第 6 条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第三章 諸届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第 7 条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて届け出なければならない。

2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職者および氏名を届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第 10 条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所、氏名または名称を届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第 11 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第 12 条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社に届出をする場合には、当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者へ届出事項等)

第13条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第四章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機関を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

2 前項の場合、買取価格が剩余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第五章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機関を通じて行うものとする。

(買増請求の制限)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求は、効力を生じないものとする。

(買増価格の決定)

第20条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に定める到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 2月末日
- (2) 8月31日
- (3) その他株主確定日

2 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転の時期)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第六章 少数株主権等の行使方法

(書面交付請求および異議申述)

第23条 会社法第325条の5条第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第24条 社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第25条 前条第1項に定めるところにより、株主が株主提案権を行使する場合には、当会社が認める場合を除き、当会社が定める様式の書面を、当会社管理部総務グループ宛てに送付する方法により行わなければならず、その他当会社が取締役会決議をもって隨時定める規定等に従うものとする。

2 株主による前項の規定行使に伴い、当会社に実費が発生する場合には、当会社が定めるところに従い、当該株主がこれを負担する。

3 株主は、会社法第305条第1項に基づく請求を行なう場合には、提出する議案に関する以下の各号の事項について、それぞれ各号に定める字数以内（ただし、当会社が必要と認め、別途分量を定める場合には当該分量の範囲内）で、その内容を第1項の書面に記載するものとする。

- (1) 提案の理由：四〇〇字
- (2) 議案の要領：四〇〇字（ただし、取締役、監査役および会計監査人の選任議案については、それぞれ会社法施行規則第74条、第76条および第77条に規定する事項：一候補者につき四〇〇字）

第七章 手数料

(手数料)

- 第26条** 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。
2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。

第八章 雜則

(総株主通知に係る正当な理由)

- 第27条** 振替法第151条第8項に定める正当な理由がある時として、当会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。
- (1) 当会社が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するに必要があるとき。
 - (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するに必要があるとき。
 - (3) 当会社が、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
 - (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

- 第28条** 振替法第277条に定める正当な理由があるときとして、当会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。
- (1) 株主等の同意があるとき。
 - (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するに必要があるとき。
 - (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するに必要があるとき。
 - (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するに必要があるとき。
 - (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき。

(附 則)

本規則の変更は、取締役会の決議による。

昭和42年4月1日改正

昭和50年5月1日改正

昭和52年3月9日改正

昭和54年12月3日改正

昭和57年10月1日 (商法改正により全面改正)

平成3年5月23日 文言修正および商法改正ならびに株券保管

振替制度発足により、第1・4・6条改正

第7・8・9条追加により旧7条以下3条繰
下げ

第15・16・17・18条改正

第19条追加により旧第16条以下4条繰
下げ

	第24・26・27条および附則改正
平成3年7月1日	商号変更 新商号 株式会社 リヒトラブ 旧商号 リヒト産業株式会社
平成6年10月20日	平成6年10月1日施行改正商法により、第26条改正
平成11年10月1日	商法改正附則の一部改正による株式委託売買手数料関係改正により、第26条第3項変更、第27条第3項削除
平成13年10月1日	成年後見制度改正により第5・20条改正 平成13年10月1日施行商法改正により全面改正 第2条の変更は、平成14年1月15日から実施する。
平成15年4月18日	平成14年5月1日商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）および 平成15年4月1日施行商法改正により、第1・4・5・7・9・29・30条および附則改正、第22条削除 第七章第23・24・25・26条新設 以下一章および3条繰下げ
平成16年5月27日	平成15年4月1日施行商法改正により、定款改定による第1条の変更、第九章変更および第30・31・32・33・34・35・36・37条新設 以下一章および8条繰下げ
平成17年8月5日	第2条の変更は、平成17年10月1日から実施する。
平成18年5月1日 平成19年5月7日	平成18年5月1日会社法施行により、改正 第2条 株主名簿管理人 事務取扱場所の移転に伴い改正
平成20年5月22日	定款変更による、第十章第43条新設 以下一章および1条繰下げ。 繰下げに伴い第40条第1項改正 株式会社ゆうちょ銀行 名称変更に伴い、第33条第4項新設および第40条第3項改正
平成21年1月5日	平成21年1月5日 社債、株式等の振替に関する法律施行により改正
平成21年10月13日	第2条 株主名簿管理人 事務取扱場所の移転に伴い改正
平成23年7月1日 令和4年9月1日	第24条 送付先部署名変更により改正 令和4年9月1日会社法改正により第23条新設 以下1条繰下げ